

当該控除をする金額は、当該控除前予定納税額に相当する金額とする。

万八千円（平成十年分の所得税に係る予定納税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、三万八千円）に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万九千円

円を加算した金額)とする。
第一項から第三項までの規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は所得税法第一百四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第三項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法第七十七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

第六条 (居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出の特例

第七条 居住者の平成十年分の所得税に係る確定申告書の提出の特例

申告書の提出について沙に定めるとこによる。所得税法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三条（特別減税の額の控除）」の規定により控除される特別減税の額の合計額とする。

二 所得税法第二百二十条第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票（当該給与所得に係る第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等のうち第八百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として財務省令で定めるものを含む。）」とす

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

3 用額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降当初控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税額の額とする。

前二項に規定する当初給与特別減税額は、一
万八千円(第一回目当初控除適用給与等につき
所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収
すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第百
八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等
に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除
対象配偶者又は扶養親族(政令で定めるものに
限る。)がある場合には、一万八千円に当該控
除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を
加算した金額)とする。

4 平成十年二月一日において給与等の支払者
(以下この項及び次項において「当初控除基準
日給与支払者」という。)から主たる給与等の
支払を受ける者である居住者(以下この項及び
次項において「当初控除基準日在職者」とい
う。)が、当該当初控除基準日給与支払者から
第一回目当初控除適用給与等の支払を受けた日
後に当該当初控除基準日給与支払者以外の者
(以下この項及び次項において「他の給与支
払者」という。)から同年中の主たる給与等の支
払を受けることとなる場合(次条第四項の規定
の適用がある場合を除く。)において、当該當
初控除基準日在職者に係る第一回目控除未済當
初給与特別減税額(第二項の規定の適用があつ
た場合には、当該第一回目控除未済当初給与特
別減税額から同項の規定による控除をした金額
の合計額を控除した後の金額。以下この項及び
次項において「引継控除未済当初給与特別減税
額」という。)があるときは、当該当初控除基
準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支
払を受ける同年中の主たる給与等(同条第一項
又は所得税法第百九十条の規定の適用を受ける
ものを除く。以下この項において「異動後的第一回
目当初控除適用給与等」という。)につき
同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべ
き所得税の額は、当該所得税の額に相当する金
額(以下この項において「異動後的第一回目当
初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」
といふ。)から当該引継控除未済当初給与特別
減税額(当該引継控除未済当初給与特別減税額
が当該異動後的第一回目当初控除適用給与等に
係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、當
該異動後的第一回目当初控除適用給与等に係る

控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてなお控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額がある場合には、当該控除しきれない引継控除未済当初給与特別減税額を、当該異動後の一回目当初控除適用給与等の支払を受けたものとし、(以下この項において「異動後の一回目以降当初控除適用給与等」という。)の第二回目以降当初控除適用給与等の支払を受ける同様の規定又は同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の一回目以降当初控除適用給与等」という。)の第二回目以降当初控除適用給与等の支払を受ける同様の規定又は同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「異動後の一回目以降当初控除適用給与等」という。)から順次控除(それが他の異動後の第二回目以降当初控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの異動後の第二回目以降当初控除適用給与等につき同様の規定により徴収すべき所得税の額とする。

得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という）から追加給与等に係る特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加給与等に係る控除額が当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。(以下この項において同じ。)又は同条第四項に規定する引継控除未済当初給与特別減税額(同項の規定の適用があった場合には、当該引継控除未済当初給与特別減税額から同項の規定による控除をした金額の合計額を控除した後の金額。以下この項において同じ。)があるときは、追加給与特別減税額は、当該基本追加給与特別減税額に当該第一回目控除未済当初給与特別減税額又は引継控除未済当初給与特別減税額を加算した金額とする。

場合には、当該控除しきれない引継控除未済加給与特別減税額を、当該異動後の第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該の給与支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同法第百九十条の規定の適用を受けものを除く。以下この項において「異動後の第一回目以降追加控除適用給与等」という。）につき同節の規定により徴収すべき所得税の額相当する金額（以下この項において「異動後第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除源泉徴収税額」という。）から順次控除（そぞれの異動後の第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除源泉徴収税額に相当する金額

千円を加算した金額とする。この場合における税額とて、当該金額が平成十年中に支払の確定した給与等につき同条の規定（租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第一条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）附則第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十八条の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二十二号）附則第十四条第一項

微少利害から除外してもおかれない場合の控除額（以下この項及び第四項において「第一回目控除未済追加給与特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済追加給与特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用給与等の支払者から支払を受ける平成十年中の主たる給与等（所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等

徴収すべき所得税の額とする。
相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等につき同節の規定により
定により徴収すべき所得税の額に相当する金額に
(以下この項において「第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」とい
う。)から順次控除(それぞれの第二回目以降追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に
に相当する金額を限度とする)をした金額に

(以下この項及び次項において「追加控除基準日給与支払者」といふ。)が、当該追加控除基準日給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者(以下この項及び次項において「追加控除基準日在職者」という。)から主たる給与等の支払を受けた日第一回目追加控除適用給与等の支払を受けた日後に当該追加控除基準日給与支払者以外の者(以下この項及び次項において「他の給与支払者」といふ。)から同年中の主たる給与等の支払を受けた場合において、当該追加控除基準日在職者に係る第一回目控除未済追加控除額を控除した後の金額。以下この項及び次項において「引当額」、「引当額」、「引当額」といふ。)があるときは、当該追加控除基準日在職者が当該他の給与支払者から最初に支払を受ける同年中の主たる給与等(所得税法第

等に係る扶助金・前渡金・徴収金額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額を除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

前項の規定は、追加控除基準日在職者が、財務省令で定めるところにより、所得税法第二百二十六条第一項の規定により追加控除基準日より支払者から交付を受けた平成十年中の主たる給与等に係る源泉徴収票その他の書類(当該加控除基準日在職者に係る基本追加給与特別引継控除未済追加給与特別減税額が記載したものに限る。)を他の給与支払者に提出した場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第百九十九条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整による特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

3 第二項の規定の適用がある場合における所得の規定の適用がある場合には、これらは、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第十二条の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条各款の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第百九十九条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整による特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

3 第二項の規定の適用がある場合における所得の規定の適用がある場合には、これらは、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第十二条の規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条各款の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第百九十九条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整による特別減税額は、当該税額に相当する金額とする。

前二項に規定する追加給与特別減税額は、二万円（第一回目追加控除適用給与等につき所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる同法第百八十一条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族である控除対象

第十一条 居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除（居住者の年末調整に係る特別減税の額の確定した後、金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。）

配偶者又は扶養親族（政令で定めるものに限る。）がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万元を加算した金額。以下この項及び第五項において「基本追加給与特別減税額」という。）とする。この場合において、平成十年七月三十一日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初給与特別減税額（同項の規定の適用があつた場合には、当該第一回目控除

与等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から当該引継控除未済追加給与特別減税額(当該引継控除未済追加給与特別減税額が当該異動後の第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該異動後の第一回目追加控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額)を控除した金額に相当する金額とし、当該控除をしてもなお控除しきれない引継控除未済追加給与特別減税額がある

2 与等に対する所得税法第百九十条の規定の適用について、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

前項に規定する年末調整特別減税額は、三千円（所得税法第百九十条第二号に掲げる減税額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族を有する者については、三万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円）

2 えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

第一回目当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第一回目控除未済当初年金特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目当初控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等（次条第一項又は三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降当初控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）とした金額に相当する金額もって、それぞれの第二回目以降当初控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

前二項に規定する当初年金特別減税額は、一万八千円（第一回目当初控除適用公的年金等につき所得稅法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得稅の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、一万八千円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき九千円を加算した金額）とする。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得稅法その他の所得稅に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額には、それぞれ所得稅法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得稅の額とみなす。

（居住者の平成十年八月以後に支払われる同年中の公的年金等に係る特別減税の額の控除）

第十一條の二 平成十年八月一日（政令で定める日。以下この項及び第三項において「追加控除基準日」という。）において公的年金等の支払者から特定公的年金等にあっては、政令で定める日。以下当該追加控除基準日以後最初に当該支払者から

支払を受ける同年中の特定公的年金等（以下この条において「第一回目追加控除適用公的年金等」という。）につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該

所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から追加年金特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該追加年金特別減税額が当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

前項の場合において、追加年金特別減税額を第一回目追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第一回目追加未済追加年金特別減税額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済追加年金特別減税額を、前項の居住者が第一回目追加控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目追加控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける平成十年中の特定公的年金等（以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等」という。）につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれの第一回目以降追加控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降追加控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。

前二項に規定する追加年金特別減税額は、二万円（第一回目追加控除適用公的年金等につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、二万円に当該控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万円を加算した金額。以下この項において「基本追加年金特別減税額」という。）とする。この場合において、追加控除基準日の前日において第一項の居住者に係る前条第二項に規定する第一回目控除未済当初年金特別減税額（同項の規定の適用があった場合には、当該第一回目控除

未済当初年金特別減税額から同項の規定によることなく控除をした金額の合計額を控除した後の金額(以下この項において同じ。)があるときは、追加年金特別減税額は、当該基本追加年金特別減税額

税額に当該第一回目控除未済当初年金特別減税額を加算した金額とする。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

(政令への委任)
第十二条 第四条の二から前条までに定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年二月一日から施行する。
(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)
第二条 第六条から第八条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成十年分の所得税について適用する。
(居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)
第三条 第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。
(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)
第四条 施行日前に平成十年分の所得税につき既得税法第二十七条(同法第一百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項に生ずることとなつたときは、その異動を記載してあることに對し、國税通則法第二条第一項の規定による更正があつた場合には、その更正後のこと)につきこの法律の規定の適用によつて異動を生ずることとなつたときは、その異動を記載してあることに對し、國税通則法第二条第一項の規定による更正があつた場合には、その更正後のこと)

十三条第一項の更正の請求をする」とができた
る。

附 則（平成一〇年五月二九日法律第八四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二条第三号の改正規定（「第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段」を「第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段」に改める部分に限る。）は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）の施行の日から施行する。
（居住者の年末調整に係る特別減税の額の控除に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法（以下「新特別減税法」という。）第十条の規定は、平成十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお從前の例による。
（施行日前に死亡した者等に係る更正の請求）
第三条 施行日前に平成十年分の所得税につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百二十五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第一百六十六条规定において準用する場合を含む。）の規定による確定申告書（第一条の規定による改正前の平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法第二条第六号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条规定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これららの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、その更正後の事項）につき新特別減税法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項

について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

**附 則（平成一一年一二月二二日法律第
一六〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日